

○香南香美老人ホーム組合会計年度任用技能職員の給与に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 30 日 〕
規 則 第 4 号

改正 令和 4 年 11 月 24 日 規則第 6 号

令和 5 年 12 月 22 日 規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和元年条例第 6 号)第 5 条に規定する会計年度任用技能職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「会計年度任用技能職員」とは、次に掲げる会計年度任用職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員をいう。)をいう。

- (1) 用務員
- (2) 自動車運転手
- (3) 調理員
- (4) 作業員
- (5) 前各号に類似する者

(給料表)

第 3 条 会計年度任用技能職員に適用する給料表は、別表第 1 のとおりとする。

(会計年度任用技能職員となった者の号給)

第 4 条 会計年度任用技能職員となった者の号給は、別表第 2 によるほか、香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 4 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(短時間勤務の会計年度任用技能職員の給料額)

第 5 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により任用された会計年度任用技能職員(以下「パートタイム会計年度任用技能職員」という。)の給料月額は、前 2 条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額(以下「基準月額」という。)に、その者の 1 週間当たりの勤務時間数を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 パートタイム会計年度任用技能職員の給料日額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用技能職員について定められた 1 日当たりの勤務時間数を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 パートタイム会計年度任用技能職員の給料時間額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

(会計年度任用技能職員の手当)

第6条 会計年度任用技能職員に対する手当の支給については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(給与の支給方法等)

第7条 会計年度任用技能職員に対する給与の支給方法、端数処理、勤務1時間当たりの給与額、給与の減額その他給与の支給に関し必要な事項については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用技能職員の給与に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則 (令和2年3月30日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 会計年度任用技能職員に対する経過措置については、会計年度任用職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

(経験年数の特例)

3 この規則の施行の前において、会計年度任用技能職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「改正前地方公務員法」という。)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員又は改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は香南香美老人ホーム組合会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年規則第 号)第4条第2項及び第7条に規定する経験年数とみなす。

附 則 (令和4年11月24日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日規則第13号)

(施行期日等)

1 この規則は、令和5年12月25日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合会計年度任用技能職員の給与に関する規則(次項において「改正後の給与に関する規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の給与に関する規則を適用する場合においては、改正前の香南香美老人ホーム組合会計年度任用技能職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

給料表

号給	給料月額
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400

34	187, 100
35	188, 800
36	190, 500
37	192, 200
38	193, 300
39	194, 700
40	195, 800
41	196, 800
42	198, 200
43	199, 400
44	200, 600
45	202, 100
46	203, 100
47	204, 000
48	205, 100
49	206, 200
50	207, 200
51	208, 100
52	209, 100
53	210, 200
54	211, 200
55	212, 100
56	213, 000
57	213, 900
58	214, 500
59	215, 200
60	216, 000
61	216, 800
62	217, 300
63	217, 800
64	218, 300
65	218, 800
66	219, 400
67	220, 000
68	220, 500
69	220, 800

70	221, 100
71	221, 400
72	221, 700
73	221, 900
74	222, 300
75	222, 600
76	223, 000
77	223, 200
78	223, 700
79	224, 000
80	224, 300
81	224, 600
82	224, 900
83	225, 200
84	225, 500
85	225, 800
86	226, 100
87	226, 400
88	226, 700
89	227, 000
90	227, 400
91	227, 700
92	228, 000
93	228, 200
94	228, 500
95	228, 800
96	229, 100
97	229, 300
98	229, 600
99	229, 800
100	230, 100
101	230, 400
102	230, 600
103	230, 900
104	231, 200
105	231, 500

106	232,000
107	232,300
108	232,600
109	232,800
110	233,200
111	233,600
112	233,900
113	234,100
114	234,600
115	235,100
116	235,600
117	235,900
118	236,300
119	236,700
120	237,000
121	237,400

別表第2（第4条関係）

職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号給	上限
調理員 （資格なし）	高校卒	20	115
調理員 （調理師資格を有する者）	高校卒	25	121
洗濯員 清掃員 前各号に類似する者	高校卒	20	115

備考 この表の「高校卒」には、中学校卒業後3年を経過した者で高校卒相当と認められるものを含むものとする。